

政令第二百八十五号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）附則第一条（第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 高市 早苗
法務大臣 三好 雅子
財務大臣 森生 太郎
文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 梶山 弘志
国土交通大臣 赤羽 一嘉
環境大臣 小泉進次郎

御名 御璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百八十六号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第一条 中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二条第十七項」を「第二条第十六項」に改める。

第九条第一項中「第十九条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同条第二項中「第十九条第六項」を「第十七条第七項」に改め、同条第三項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第四項中「第十九条第六項」を「第十七条第七項」に改める。

第十条の見出し中「異分野連携新事業分野開拓関連保証並びに」を削り、同条中「第二十四条第十一項」を「第二十二條第九項」に改め、「中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセント」を削る。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条第一項及び第二項中「第七十六条第一項並びに第七十七条第一項」を「第七十条第一項並びに第七十一条第一項」に改め、同項第一号中「業務をいう。以下」を「業務をいう。次条第二項第二号及び第十五条第一号において」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「権限の委任」を付する。

第十五条第一項及び第二項中「第七十六条第二項並びに第七十七条第二項」を「第七十条第二項並びに第七十一条第二項」に改め、同項第五号中「以下」を「次号及び次条第三号において」に改め、同条第六号中「次条第二項第三号及び第七十七条第三号」を「次条第三号」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条中「第十九条第一項及び第六項、第二十条第一項」を「第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項」に、「第二十一条、第二十九条第二項」を「第十九条、第二十七条第二項」に、「第七十六条第四項並びに第七十七条第二項」を「第七十条第三項並びに第七十一条第二項」に改め、同条第三号中「第十九条第六項、第二十条第三項並びに第二十九条第二項」を「第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七條第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第十六条を削る。

第十八条第二項中「第三十一条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十四条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第三十五条から第三十七条まで」を「第二十四条から第三十六条まで」に、「第七十七条第四項」を「第七十一条第四項」に改め、同条第二項中「第七十九條第十三項」を「第七十三条第十一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条中「第七十六条第六項及び第七十七條第五項」を「第七十条第五項及び第七十一条第五項」に改め、同条を第十七条とする。

附則第二項中「第二十四条第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令の一部改正）

第二条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十八条第三項」を「第十九条第四項」に改める。

第三条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十七条」を「第十八条」に改める。

第四条第一項中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条第二項第八号ロ」を「第十五条第二項第七号ロ」に改める。

第三条第一項第一号イ中「又は複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。）が共同で行おうとする同法第十六条第一項に規定する異分野連携新事業分野開拓に関する計画であつて同項の認定を受けたもの（同法第十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）」に従つて行う異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を削り、同条第三項第一号中「次号に掲げるものを除く。」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第二十条中「第十二号及び第十四号」を「及び第十三号」に改める。

（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令の廃止）

第四条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令（平成十八年政令第二百十二号）

二 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令（平成十九年政令百九十四号）

（地方税法施行令の一部改正）

第五条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の五第三項を削る。

第三十七条の五第三項を削る。

（中小企業信用保険法施行令の一部改正）

第六条 中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十八条又は第四十五条」を「第三十七条又は第四十四条」に改め、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十条第六項の規定に係る債務の保証」を削り、「第二十九条」を「第三十三条」に改める。